

議案第 6 5 号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 3 3 条第 1 項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を定めるにつき、同条第 5 項の規定により下記のとおり議会の議決を求める。

平成 2 9 年 6 月 1 2 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

- |   |         |                                    |
|---|---------|------------------------------------|
| 1 | 都市公園の名称 | 百足城跡公園                             |
| 2 | 都市公園の区域 | 飛驒市古川町高野字滝ノ上及び字打越地内<br>(別紙区域図のとおり) |
| 2 | 都市公園の種類 | 街区公園                               |
| 3 | 都市公園の面積 | 約 1 . 2 5 h a                      |

